

徳島県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月11日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県徳島名西警察署の部国府町府中交番の項を次のように改める。

国府町府中交番	徳島市国府町府中13番地の1	徳島市のうち 国府町
---------	----------------	---------------

第2条の表徳島県徳島名西警察署の部国府町芝原駐在所の項、同表徳島県鳴門警察署の部鳴門検問所の項及び同表徳島県阿南警察署の部福井町駐在所の項を削り、同部橘町駐在所の項を次のように改める。

橘交番	阿南市橘町幸野23番地3	阿南市のうち 福井町 橘町 津乃峰町 大瀨町
-----	--------------	---------------------------

第2条の表徳島県阿南警察署の部津乃峰町駐在所の項を削り、同表徳島県三好警察署の部東祖谷京上駐在所の項を次のように改める。

東祖谷駐在所	三好市東祖谷新居屋73番地	三好市のうち 東祖谷のうち 阿佐 大枝 大西 小川 奥ノ井 落合の一部 檜尾 釜ヶ谷 京上 九鬼 久保 栗枝渡 古味 下瀬 菅生 釣井 中上 新居屋 西山 林 麦生土 元井 若林 和田
--------	---------------	--

第2条の表徳島県三好警察署の部東祖谷落合駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。